令和６年４月１日

建築局建築企画課

横浜市市街地環境設計制度等の一部改正について

１　趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の一部及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第75号）が令和６年４月１日に施行されます。

これらの改正により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の題名が改正されるため、当該法律及び規則を引用している要綱等について、該当箇所の整備を行いました。

２　改正した基準

(1)　横浜市市街地環境設計制度

(2)　横浜都心機能誘導地区建築条例及び同解説

(3)　建築基準法第52条第14項第１号の規定に基づく容積率の許可基準

(4)　建築基準法第52条第14項第１号の規定に基づく容積率の建築審査会包括同意基準

(5)　横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

(6)　横浜市建築基準法施行細則第４条の２の２の規定による届出書に関して必要な事項を定める要綱

(7)　横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関する要綱

３　意見公募

　　形式的な変更であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第５条第４項第８号アに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

４　施行日

令和６年４月１日